

# 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯 価格高騰重点支援給付金(1世帯10万円)のご案内

次の支給対象世帯と見込まれる世帯の世帯主の方に価格高騰重点支援給付金支給要件確認書を送付しています。(確認の結果、要件に該当しない場合は、支給対象となりません。)

## 価格高騰重点支援給付金の支給対象世帯 (①～③のいずれも該当する世帯)

- ①令和5年12月1日時点で菰野町に住民登録がある世帯
- ②令和5年度の住民税所得割が課されていない者のみで構成されている世帯
- ③令和5年度の住民税均等割が課されている者を含む世帯

〈対象外〉

- ・住民税が課されている者の扶養親族等のみで構成される世帯
- ・既に他の市町村(特別区含む。)から住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金(10万円)及びこども加算(1人あたり5万円)の支給を受けた世帯

## こども加算

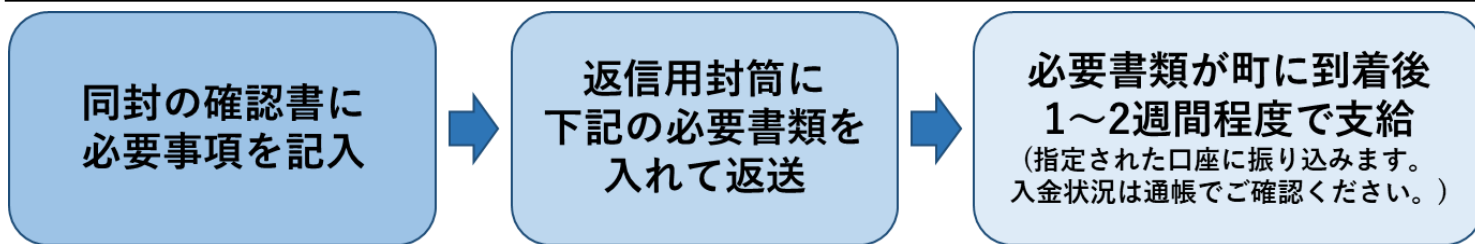
令和5年12月1日時点で18歳以下の児童(平成17年4月2日以降に生まれた児童)を世帯内で扶養している場合は、対象児童1人あたり5万円が加算されます。

〈例〉住民税均等割のみ課税世帯かつ対象児童3人の場合: 100,000円 + 150,000円 = 250,000円

※令和5年12月2日から令和6年4月1日までに生まれた新生児や別世帯において扶養している児童の加算については、別途申請が必要となりますので、下記の【お問合せ先】にご連絡ください。

## 価格高騰重点支援給付金の受給には手続きが必要です

### ➤ 手続きの流れ



### ➤ 提出期限

令和6年4月30日(火) ※期限までに必要書類の提出がない場合は、本給付金の支給ができなくなりますので、ご注意ください。

### ➤ 必要書類

手続きをする人	世帯主本人		代理人	
	変更なし	変更あり	変更なし	変更あり
確認書の上部に記載の支給口座				
確認書	○	○	○	○
口座確認書類	—	○(※)	—	○(※)
世帯主の本人確認書類	—	○(※)	○	○
代理人の本人確認書類	—	—	○	○

(※)公金受取口座(世帯主名義に限る)の場合は不要です

【お問合せ先】 菰野町役場健康福祉課 TEL: 059-391-1123 FAX: 059-394-3423